

事後調査の結果

調査項目 その他
予測した事項 環境保全のための措置の実施状況
(大気汚染、土壌汚染、水文環境、史跡・文化財、その他)

1. 調査地域

工事を実施した事業区間の工事施行区域とした。

2. 調査方法

(1) 調査時点

工事を実施した事業区間の工事施行中とした。

(2) 調査地点

事業区間とした。

(3) 調査方法

現地調査及び関連資料により確認を行った。

3. 調査結果

大気汚染、土壌汚染、水文環境、史跡・文化財、その他の項目についての環境保全のための措置の実施状況は、表 3-1(1)～(2)に示すとおりである。

なお、工事の施行中、これらの項目に係る苦情はなかった。

表 3-1 (1) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書の記載内容	事後調査時の実施事項
1. 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が計画区域内の全域で同時に行われないよう、段階的に行う。 ・ 粉じんの発生しやすい工事用仮設道路、土砂の積込み、積下ろし作業場所等は、必要に応じて仮舗装し、気象条件によっては散水等を行う。 ・ 強風時の作業の中断・中止あるいはスピード制限等、作業方法に配慮し、粉じんの飛散防止に努める。 ・ 土砂の運搬車両は、シートカバーの義務付けを励行し、工事作業場の出入口に洗車施設等の設置に努める。 ・ 使用する建設機械は、国土交通省が指定した「排出ガス対策型建設機械」を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が計画区域内の全域で同時に行われないよう、工事の実施箇所等に配慮しながら段階的に工事を行った。 ・ 工事区域は既に仮舗装されている。今回の工事で粉じんの発生が懸念される既存仮舗装の切削後は路面清掃車で清掃を行うとともに、清掃後は、速やかに乳剤を噴霧し粉じんの発生を防止したほか、強風等により施工途中で粉じんの発生が生じた際の対策として、散水車を常備した。(写真 3-1～3-3 参照) ・ 強風時には作業の中断・中止あるいはスピード制限等、作業方法に配慮し、粉じんの飛散防止に努めた。 ・ 対象工事は舗装工事であり、掘削土砂等の運搬はなかった。 ・ 使用する建設機械は、国土交通省が指定した「排出ガス対策型建設機械」を積極的に導入した。(写真 3-5 参照)
2. 土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画路線とその周辺地域には、土壌汚染の原因となる化学工場等の跡地は認められないが、万一、用地の取得及び工事の施行など何らかの契機により、土壌・地下水汚染の恐れのある要因が判明した場合には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 法律第 53 号) 及び「東京都土壌汚染対策指針」(平成 15 年 2 月) に則り、必要に応じて適切な対策を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の工事は、舗装工事のみであり、土壌の掘削を伴わないことから、新たに土壌汚染の発生が懸念されることはなかった。
3. 水文環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水の涵養域を保全するため、極力雨水浸透ますの設置や歩道部への透水性舗装等を採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二層式低騒音舗装施工に併せて「排水パイプ」を敷設し、既設雨水浸透ますに接続することにより水文環境の保全に配慮した。(写真 3-4 参照)
4. 史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画路線とその周辺地域には、周知の埋蔵文化財は存在していないが、工事の施行に際し、新たに埋蔵文化財が発見された場合については文化財保護法の規定に従って適切に対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の工事は、舗装工事のみであり、新たに埋蔵文化財は発見されていない。

表 5-1 (2) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書の記載内容	事後調査時の実施事項
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る工事の施行中の諸問題については、対応窓口を設けて対処する。 ・工事により発生する発生土及び建設廃材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)、「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成3年 法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年 法律第104号)、「東京都廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」(平成4年 条例第140号)、「東京都建設リサイクル推進行動計画」(平成15年5月)、「危機突破・戦略プラン」(平成11年11月)、「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成17年4月)等に則り、再生品の利用や発生する建設副産物等の再資源化とともに、廃棄物発生量の抑制に努める。 ・道路建設工事の作業時間は、原則として昼間の時間帯とする。 ・計画路線にかかる防災用井戸については、関係者と協議し適切に対処する。 ・計画路線と玉川上水との交差部は、玉川上水緑道の歩行者に配慮するとともに、堀合遊歩道やグリーンパーク遊歩道が計画路線と重複する区間についても、市や関係機関と協議の上、できる限り環境施設帯の中に連続した形で整備し、新たな緑のネットワーク形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る工事の施行中の諸問題については、東京都北多摩南部建設事務所工事第一課が窓口となり対処を行った。 ・工事により発生したアスファルト廃材については、再資源化施設に搬出し、リサイクルを図った。 ・工事時間は全て昼間の時間帯で実施した。 ・今回の工事区域内に防災用井戸は存在しない。 ・今回の工事区域内においては、玉川上水及び堀合遊歩道やグリーンパーク遊歩道との交差はない。



写真 3-1 路面清掃車



写真 3-2 乳剤散布車



写真 3-3 散水車



写真 3-4 排水パイプ



写真 3-5 路面切削機 (470kW) Wirtgen W210



特定特殊自動車基準適合